

## 大学院芸術学研究科における学位（博士）論文審査基準

（令和7年4月3日 改正）

### 【趣旨】

- 1 日本大学大学院芸術学研究科（以下本研究科という）における学位（博士）請求論文の取扱いについては、日本大学学則及び日本大学学位規程に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。

### 【提出要件】

- 2 学位請求論文の提出については、次のとおりとする。
  - ① 論文博士申請者は、豊富な社会実績があり過去3年以上の研究実績があること。
  - ② 課程博士申請者は次の要件を満たしていること。
    - (1) 博士学位論文予備試験に合格していること。予備試験については以下の内容及び別に定める実施要項による。
      - ア 予備試験は、博士後期課程2年次において2回行う。
      - イ 予備試験の試験科目は、外国語及び専攻テーマに関連する学科目とする。ただし、大学院分科委員会（以下委員会という）が認めた場合は、試験科目を変更することができる。
      - ウ 試験は原則として筆記試験とするが、委員会の議を経て口述試験とすることができる。
      - エ 試験委員は3名以上とし、委員会の議を経て、研究科長が選任する。
      - オ 予備試験の可否は、試験委員の評価報告に基づき、委員会が決定する。
    - (2) 学位請求論文提出までに、査読つき学会誌等の論文1編を含め、学会等で研究発表（口頭発表を含む）を2回以上行っていること。なお、芸術学研究科発行研究誌「芸術・メディア・コミュニケーション」も査読つき学会誌とみなす。
    - (3) 日本学術会議協力学術研究団体（学会等）あるいはそれと同等の学会・団体に所属していること。

### 【審査基準】

- 3 学位請求論文の審査にあたっては、次の審査基準を設ける。
  - ① 独自の成果  
主論文は申請者本人の単著であり、その内容は自主的で独自に取り組んだ研究成果であること。
  - ② 新発見・新知見  
研究内容は、新しい知見、新しい着眼や分析が認められ、十分な学術的価値が見出せること。
  - ③ 論理性・客観性  
論述に、論理性と客観性が備わっていること。
  - ④ 引用文献・参考文献の適切性  
研究目的および研究方法が先行研究を踏まえて精査されたものであること。
  - ⑤ 研究者資質・将来性  
課程博士については、研究内容から本人の研究者としての資質、将来性が期待できること。

### 【創作成果】

- 4 主論文の他に創作成果を審査対象として加えることができる。その場合は、以下の条件を満たすこと。
  - ① 創作成果は、論文申請者の単独の作品であること。作品によっては他者が介入することがあるが、その場合は申請者が主たる創作者であること。
  - ② 申請者の表現領域での力量が社会的に評価される実績があることの証として、コンクールの入選、展示・上演・上映等の発表経験、専門雑誌への掲載などの表現実績を有すること。
  - ③ 論文内容と創作成果に論理的整合性があること。
  - ④ 創作成果は、独創性、芸術性に富んでおり、その作品から芸術表現者としての資質、将来性が期待できること。
  - ⑤ 創作成果の記録を、電子メディアまたは印刷物に収録の上、提出論文に添付すること。原則として、電子メディアは映像録画で収録すること。

**【審査体制】**

- 5 審査委員は、委員会の議を経て研究科長が任命し、主査1名、副査2名以上で審査委員会を構成する。なお、創作成果を審査対象に加える場合は、審査委員会に創作成果審査委員が2名以上含まれていなければならない。

**【審査方法】**

- 6 審査委員会は、提出された学位論文が学位授与に相応しい基準を満たしているかを審査し、口頭発表等による最終試験を行う。なお、論文の他に創作成果を審査対象に加える場合は、最終試験前に発表（原則として学内で発表）を行う。

**附 則**

- 1 上記基準は、平成24年度入学者から適用する。
- 2 平成23年度入学者は、平成23年2月15日大学院分科委員会で決定の日本大学大学院芸術学研究科における学位（博士）論文審査基準を適用する。
- 3 平成22年度以前入学者は、平成18年7月6日大学院分科委員会で決定の日本大学大学院芸術学研究科における学位（博士）論文審査基準を適用する。